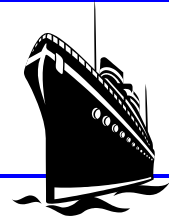


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

食の安全と食品輸出 ～日本政府による HACCP 導入支援策～

日本政府は 2020 年までに、農林水産物・食品の輸出額を現在の 5,500 億円から 1 兆円に増やす目標を掲げています。またこの目標達成に向け、HACCP（ハサップ）の導入を強力に推進しています。今回は政府が策定している HACCP 導入支援策を紹介します。

1. HACCP とは

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、食品の製造過程で発生する可能性のある衛生・品質上の危険性を分析し、安全性確保のために監視すべき重要管理点を定め、厳格に管理・記録を行う仕組みのことです。食品規格委員会（コーデックス委員会：国連の国連食糧農業機関と世界保健機関の合同機関）が HACCP 導入のための指針を示し、各国に導入を推奨しています。

日本政府も企業に HACCP 導入を推奨しており、各企業に対して認定を行っています。

HACCP を用いて食品の製造管理を行うには、製品ごとに HACCP プランを作成することとなります。コーデックス委員会の指針をもとに農林水産省は、同プランを作成するにあたり盛り込むべき 7 原則 12 手順を同省ホームページで紹介しています。

<HACCP の適用手順・7 原則 12 手順>

- | | | |
|----------------------|-----------------|--------|
| ・危害要因分析のための準備段階 | | |
| 手順 1 | HACCP チームの編成 | |
| 手順 2 | 製品についての記述 | |
| 手順 3 | 意図する用途の特定 | |
| 手順 4 | 製造工程一覧図の作成 | |
| 手順 5 | 製造工程一覧図の現場での確認 | |
| ・危害要因分析、HACCP プランの作成 | | |
| 手順 6 | 危害要因の分析 | (原則 1) |
| 手順 7 | 重要管理点 (CCP) の決定 | (原則 2) |
| 手順 8 | 管理基準の設定 | (原則 3) |
| 手順 9 | モニタリング方法の設定 | (原則 4) |
| 手順 10 | 改善措置の設定 | (原則 5) |
| 手順 11 | 検証方法の設定 | (原則 6) |
| 手順 12 | 記録の保持 | (原則 7) |

出典：農林水産省 HP

HACCP 導入により、食品のさらなる安全性の向上や食品事故の未然防止を図るとともに、取引先に対する自社の企業価値・製品のイメージ向上等が期待できます。

現在、日本において HACCP の取得は任意となっていますが、EU や米国では、域内の食品製造業者に HACCP の取得を義務化する流れがあるほか、食品の輸入を認める条件として、輸出国製造工場での HACCP 取得証明を求める動きもあります。食品製造業者にとって HACCP 導入は、輸出を行う際の重要な要件になりつつあるのが現状です。

2. 日本政府による導入支援策

わが国では平成 10 年に「食品の安全性の向上と品質管理の徹底への社会的な要請に応じて、食品製造業界全体に HACCP の導入を促進すること」を目的として「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (HACCP 支援法)」が制定されました。

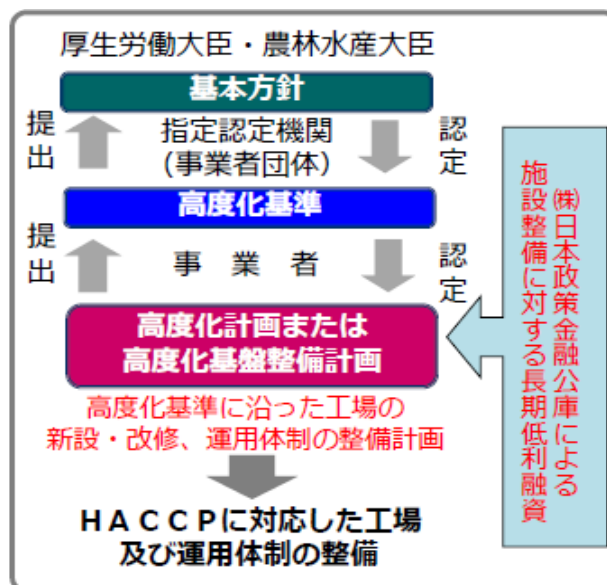
同法は平成 25 年に、中小事業者の食品の安全性向上の取組を後押しするために改正されました。それまでは、「HACCP 認証取得」に必要な施設・設備などの導入にあたって必要となる資金について低利融資の対象としてきましたが、改正によってその前段階における衛生・品質管理の基盤の整備 (=高度化基盤整備) のみに取り組む場合についても、低利融資の対象となりました。

「高度化基盤整備」とは、HACCP 導入計画に基づいて実施する空調機・冷蔵庫の導入、手洗い施設・殺菌水供給装置などの計画的導入や従業員教育のことで、「HACCP 認証取得」は融資要件とされていません。食品の種類ごとに指定された認定機関に対して「高度化基盤整備計画」または「高度化計画」を提出し、認定を得ることで、融資を受けることが可能です。

融資は(株)日本政策金融公庫が行い、平成 26 年 6 月 18 日時点の融資条件は以下の通りです。

	貸出金利	償還期限
2.7 億円超	0.80%~1.00%	15 年以内 (うち据置期間 3 年以内)
2.7 億円まで	0.65%~0.85%	

HACCP 支援法に基づく認定状況…367 件
(平成 26 年 7 月末現在)



出典：農林水産省 HP

3. HACCP を取り巻く現状と将来

先述のとおり、HACCP 導入は国際的にも日本国内でも取得が推奨されていますが、HACCP そのものには国際的に統一された基準がないのが現状です。日本においても政府や地方自治体のほか、業界団体による認定など、50 を超える制度が存在しています。

そうした現状を受けて、国際的な食品流通に大きな影響力を持つ民間組織・世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative=GFSI) が HACCP の基準をそろえようと動いています。

冒頭で触れたように、政府は農林水産物・食品の輸出額を 2020 年までに倍増させる目標を掲げていることから、国内では輸出拡大に向けて、GFSI 基準の HACCP 導入・認定に向けた取組が今後活発化することが見込まれます。

農林水産省では 2015 年度にも官民連携組織を立ち上げ、GFSI の求める水準へ国内 HACCP の底上げを図っていくとともに、HACCP 取得率の低い中小企業を支援する策の検討も開始する予定であり、今後の進展が注目されます。

<参考文献一覧>

農林水産省 HP <http://www.maff.go.jp/> 参照ページ

厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/> 参照ページ

水産庁 HP <http://www.jfa.maff.go.jp/> 参照ページ

日本政策金融公庫 HP <http://www.jfc.go.jp/> 参照ページ

インタ - リスク総研 HP <http://www.irric.co.jp/> 参照ページ

日本経済新聞朝刊 2014 年 8 月 12 日

以上